

第7回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和2年6月22日（月）14時00分～16時00分

方 法：Web会議

出席委員：（6名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、
大橋正春委員、谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：日沖正信議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、田米正宏課長補佐、
長谷川智史主任、松井祥嗣主任

傍聴者：12名

金井座長

皆さんこんにちは。

ただいまから第7回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会したいと思います。

なお、本日は、加藤委員と高橋委員は不参加との報告を受けております。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からのお願いです。

三重県議会議事堂で傍聴されている方につきましては、マスクの着用等、咳エチケットにご協力をお願いします。

また、開始から約1時間後に5分の休憩を行いますので、その際は、換気を徹底するため、傍聴者の方など、会議室からの退出をお願いします。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。

それでは資料の確認をさせていただきます。

まず、事項書が1枚、それから資料の1としまして、三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方に関する委員意見の整理ということで、前回の資料と全く同じものがございますが、それが一つ、それから資料2といたしまして、A4縦の選挙区及び定数に関する在り方調査会最終報告書案のイメージが一つ。

資料3といたしまして、中間報告の論点整理の冊子が一つございます。

以上でございます。

金井座長

資料につきまして何かありますか。

よろしいですか。

もしなければ、早速調査に入りたいと思います。

ここからは通信の負荷を軽減させる観点から発言される方以外のカメラとマイクをオフにして進行したいと思いますので、各委員カメラとマイクをオフにしてください。

ありがとうございます。

それではまず事項書1の調査としまして、「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について」の協議をしたいと思います。

はじめに、前回協議した資料1の1ページ、2ページの内容に関して、少し補足したいことがありますので、事務局に説明させます。

事務局お願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

資料は特にないんですけれども、前回、任意合区の関係についてご質問をいただいております、その際に、前回の資料の3-1に基づきまして、鳥羽市が対象というふうなことでご回答させていただいたところでは、

任意合区に関しましては、公職選挙法の第15条第3項で規定がされているところでございますけれども、市と市の合区につきましては、同じ第15条第2項の方で強制合区の対象についても規定がされておまして、その対象というしましては、尾鷲市と熊野市も対象となりますので、合区が可能というふうなことでございますので、その点、補足をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

金井座長

ありがとうございます。

今の補足説明も加味して、前回協議した資料の1の1ページ、2ページの内容で補足をしておきたいこと、協議しておきたいことがございましたら、ご議論をいただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

前回の資料の1の、1ページと2ページぐらいまでいって、力尽きたということなんですけれども、特にはよろしいですか。

それでは1ページ、2ページに関しましては、前回に加えるような意見はないということで次にまいりたいと思います。

それでは前回の調査会の続きであります資料1の、3ページ、選挙区ごとの議員定数の決め方の協議を始めたいと思います。

まず選挙区ごとの、定数の決め方について、ご議論、ご意見がありましたらカメラとマイクをオンにしてご発言をいただければというふうに思っています。

いかがでしょうか。

資料では現段階では判例の示した枠組みの人口比例を最も重要かつ基本的な基準とすべきという意見が出されてるわけですけども。

大橋委員

大橋ですが、よろしいですか。

最高裁の判例そのものは直接的には、公選法に関するものですが、前提として憲法判断を含んでいる、あるいは、それを当然に前提としているものではないかと思えます。

そういった意味では、この枠組みを、超えるのは、非常に難しいのではないかと思えます。

ただ、最高裁の枠組みそのものがかなり柔軟性を持っておりますので、それを前提にしたとしても、色々なことが可能ではないかと思えます。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

憲法判断ということなので、それは超えられないということなんですが、ただ、これもいろいろな中身を柔軟に含んでいる、そういう意味で人口比例は一つの前提であるということについてはよろしいですか。

はい。

実はその次に決め方として人口比例以外の基準を考慮するというのが現行法にあるわけですけども、ここについては、これが一番まさに、たくさん、議論があると思えますけれども、ここら辺ではいかがでしょうか。

これが一番大きな話だと思うんですが、人口比例以外にどういう基準があるのかと。

いかがでしょうか。

既にたくさんの意見が出ておりまして、これで尽きているというのであればそれで、大体とは思いますが。どなたかございますでしょうか。

磯崎委員

磯崎ですがよろしいでしょうか。

金井座長

よろしくお願ひします。

磯崎委員

ちょっとスタートが切れてない感じもありますが、座長おっしゃる通り、ここが非常に大きなポイントだと思います。

これは今の公選法上の立法論ではなくて、解釈論ということで考えてよろしいでしょうか。

その場合単純にいうと、面積ですね、それぞれの選挙区の面積規模、空間的なニーズっていうのは、そこから出てくるだろうということ。

それから道路とか、防災といいますか、治山治水の方のダムとか、そして公共施設の管理というのが県の場合、重要になってこようかと思ひますので、そういう道路、或いは災害防止等の、やっぱり県土を守っていくというニーズが考えられるんじゃないかなと思ひます。

そのほかに、実は産業的な指標がないか、農業者の数とかですね商業者の数とか、ただこういうものは、人の数によってやっぱり比例していきますので、なかなか難しい部分があるということで、そうすると思ひつくのはそういう地理的な問題、それから、インフラ関係の配分、県がどのぐらい、そこに施策、政策資源を投入しなければならないのかということによって違ってくるのではないかなと思ひます。

今もちょっと言っただけでしたが、予算とか、職員それぞれの地域、出先機関の職員なんかも参考になるかもしれないが、しかしそれはちょっと、政策的にというか政策的に配置しておりますので、ちょっと微妙だなと思ひます。

とりあえずちょっと考えている要素を申し上げました。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

人口以外だと、面積とか、そういうものをある程度、考慮することができないのかということもあろうかと思ひます。

それから現行法の枠内なのか、現行法をちょっと変える立法論なのかっていうのはこの際、あまり区別しなくてもよいかなと思ひまして、現行法の解釈上できないという場合は、立法論の提案に持っていくという技術的な整理で済むと思ひますので、調査会としてはこうあるべきだということを議論していただければいいかなと。

はい。

他はいかがでしょう。

岩崎委員

岩崎です。

人口比例を前提にするのは、これはもう当然のことで、それに、人口比例以外をいかに加えるかということだと思っうんですね。

一票の較差の提訴を司法の判断にびくびくしながら、選挙するのはよくない。

基本的にやはり2倍というのが、理論的には、正しい数値かと思っています。

それで少し視点を変えたいんですけども、選挙区ごとの議員定数を、人口比例で決めるというミクロの視点ではなくて、議員の総定数を、選挙区の人口に比例して配分するという考え方の方が、全体を見てると思っうんですね、つまり、選挙区人口が減ったから、議員定数も減る、選挙区人口が増えたから議員定数が増える、というのは、そこしか見てない。総定数の中での配分をどうするかっていう基本を確認しておいて、その選挙区の規模をどうするかで人口がどうなるか、っていうふうな考え方を採る方が、定数と選挙区、議員の数の問題がマッチするのかなと思っています。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

一つは人口比例の限界として、2倍までというふうで、出すかという話ですね。

この3倍というのは、基数を前提にすると0.5から1.5までというのが許されるという意味で3倍となります。

要は0.5から1.5ですから、3倍と。

2倍以内にするという事は、要は0.677から1.333までという配当基数を基にしませんとなります。かなり厳格な仕組みになって、それはそれで一つの考え方だと思います。人口比例を前提にした場合、人口比例以外を考慮する時にも、じゃあどこまでだという外側の、枠付けの議論は必要なので、最高裁はしばしば、3倍くらいのことをよく言っておるということになります。県議会において必ずしもその数字で決められるとは限らないですが、どの程度までということ、調査会として、人口以外を考慮したとしてもどこまで許されるのかというのが一つ基準としてあるということですね。

それから二つ目は総定数をもとに配分していくということに、前回、総定数と、それから、選挙区の在り方を決めて、それを割り算していったということなので、岩崎先生のご指摘はまさにその通りで、そういう方向で行っていくということ的前提に議論していければなというふうに思っています。

全体が決まってその中で、配分の問題になる、でその配分を人口比で配分するのか、人口比以外の何かで配分するのか、先ほど磯崎先生は、面積を一つの、配分基準に加味できないかというご指摘があったと思うんですけども、そういうことを考えることになります。歴史的に言うと、過去の人口配分が加味されてるんですよ。定数是正をしないというよりはですね。

過去の人口配分と今の人口配分をもとに、過去の配分を尊重しながら、つまり、3倍の範囲内で考えるというのが二つの人口配分基準になった。過去の人口配分と今の人口配分、そういう考え方は人口比例原則に実は、反していないんですよ。人口の考え方として、いつの人口かっていうのは、人口比例原則だけでは明確ではない。

逆に将来の人口も加味して、或いは将来の人口が減った時にも現在の人口を加味するのかっていうのはこういう問題が現実には、定数是正をしない場合にはそれが、過去の人口配分を加味していることに結果的になってるということは僕はあると思うんですが、いかがでしょうか。

ほかの皆さん。

大橋委員

よろしいですか、大橋ですが。

金井座長

どうぞ。

大橋委員

教えていただきたいのですが、文化的であるとか、過去の歴史的な繋がりというのが、考慮要素になり得るのかどうかということです。

三重県でそれほどの文化的な差があるかについては、具体的な事実は知りませんが、南部熊野地区は、そのほかとは違うというような感覚があるように思われました。

そういった文化的歴史的なものというものは、定数配分時に考慮要素となりうるかどうかということをむしろ教えていただきたいと思うんです。

金井座長

非常に重要なご指摘だと思ひまして、私もよくわかりませんが、文化的なまとまりみたいなものは、一つは、定数配分と言うよりは、選挙区の区割りのときに、出てくる話で、なるべく地域的とか文化的にまとまったところを同じ選挙区に線引きしましょうという選挙区割りのときに出てくる一つの基準だろうとは思ひます。

二つ目は、定数配分の時に、どのようなことを重視するのかと。

単純な人口配分ではないと。

日本の古くの議論で言えば都市部と郡部っていいですか都市部と地方圏というときに国レベルですが、相対的にかつて中選挙区時代というのは地方圏に多く定数を配分してきたと。

それは先ほど言ひましたように過去の人口配分が結果的には生きていて、配慮されてたということで、逆に言えば、現在の人口配分はあまり配慮しなかつたということだと思ひんです。その都市部と農村部といいですか、帰省先と稼ぎ先みたいな分け方になりますが、帰省先の方の配分、議員定数を、あえて増やすというような配慮は、結果的には読み込むことができた。

意図的にそうやったかどうかはともかくとしてですね。

そういう形で地盤は地方にあり、活動は東京でやるみたいなですね、そういう配慮を、戦後の国政ではできた。

問題は、都道府県レベルで同じことがいえるのかと。

例えば、仮に人口が、人口比例だと都市部の方に人数が多いとしても、県政というのは、都市部と農村部が、やっぱり同じようにバランスを取るべきだというふうに考えると人口の比例だけではなくて、そういう県の、何て言ひますか、都市部と農村部というものが、両方同じようにバランス取れてきたというように、発想に立つならば、人口比例以外にそういう地域のあり方で、ある程度、人口比例じゃない形で、バランスをとるといふような配分もあり得るのではないかという考え方はあるのかもしれないと思ひています。現実にそれをどういふ基準でやるのかといふと難しいと思ひますけれども、労使関係における三者構成なんて使用者側の人数の方が圧倒的に少ないですけども、使用者側と労働者側で同じ数のメンバーが出てくるというのは、これは機能的に代表してるわけですね。使用者側の人数が圧倒的に少なく、労働者側の人数の方が圧倒的に多いので、使用者側が1で労働者側が9出して交渉するのといふと、普通はそうじゃなくて、使用者側と労働者側が1対1でメンバーを出すと。

それはそういう人口比例以外の考え方に立つてということなので、どういふふうな考え方に立つのかといふのは、かなり制度を決める上では非常に難しいと思ひますので、あんまり私自身も答えがあるわけじゃないですけどもその

人口比例以外の基準っていうのは全くないとは言えないような気もするとい
う、それくらいですね。

あんまり答えにはなっていないので、むしろ他の方に教えていただければ。

どなたかいいアイデアはありませんか。

もう一つは地域代表という言葉に関わってくるんですけども、県が、例え
ば10個の地域から仮に構成されているとするならば、人口比例とは関係な
く、10個の地域はそれぞれに、同じような代表を持つべきだという考え方もある。典型的には連邦制の考え方ですね。

アメリカのように、各州の人口は全く違うけど、上院は各州同じ定数を出す
べきだという考え方はなくはない。

これは明らかに人口比例には反するという事なので、完全に連邦制じゃな
い日本でそれをやると憲法違反だというふうに言われるとは思いますが、何か
そういう、確固とした地域を、人口が少なかったとしても、厚みを持たせるべ
きだという考え方が仮に地域代表にあるならばですね、そこで、人口比例でな
い、人口が少ない地域でも、ある程度の声を発言させるべきだという要素が、
入ってくるのかもしれないということは、あり得るんじゃないかなとは思いま
す。が、ただ一方で、その人口比例を無原則に弱めていいという話にはならな
いということで、ここでそれが3倍なのか、2倍なのか、昔の6倍とかなのか
というのは、また議論はいろいろあると思います。

谷口委員

座長、よろしいでしょうか。

金井座長

どうぞ。

谷口委員

ありがとうございます。

仮に3倍までとするならば、今の区割りでは、その範囲に入っているの
でしょうか。

金井座長

それはちょっと袖岡さんどうですかね。

今、大体どうなってるんですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。

前回資料の3-1としてお示しをしたものでございますけれども、これが2020年の推計人口を基にして計算したものになりますが、それでいきますと、今の選挙区割りで定数がそのままとしますと、3.30という数字になっております。

谷口委員

なるほど。

現状でも較差が3倍を超えていることですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。よろしいでしょうか。

現状といいますかですね、今年の推計でございますもので、次の選挙の時に、今のままだとすると、超える可能性があるのかなど、この推計でいきますと超える可能性があるというふうなことでございます。

現状につきましてはですね、平成27年の国勢調査のデータに基づきまして計算をしますとですね、これは過去にちょっと資料をお出ししてまして、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

第1回の資料9としてお出しした、ちょっと古い資料にはなるんですが、これが平成27年の国勢調査人口に基づきまして、昨年行われました統一地方選挙の時のデータになるんですが、それですと、2.93倍という数字になっております。

以上でございます。

谷口委員

ありがとうございます。

もしこのままいくと、3倍を次回超えるかもしれないというところなんですね。

いろんなご意見にあったように、仮に3倍という指標が、人口較差の許容からいっても、一つのめどになるのであるならば、その定数の配分なり総定数なりを、考え直さなければならないということですね。

その上で、3倍を超えるのであれば、他の人口要件以外の部分を兼ね備えると、これを超えてもいいという考えが一方である。

他方でまあ、いや、3倍だとしてもその中に入れなければならないという考えがあるということですね。

もう一つの点は、他の、前回の会議でも出ましたけれども、定数1のような選挙区をなくして、どの選挙区も中選挙区制化すると、もう少し人口原則を取り入れるとしても、なだらかな配分っていうのが可能になってくるのかもしれないんですけども、その場合は、どういう自治体同士をくっつけるのかとか、なかなか技術的な問題があるのかなと思いましたがけれども、現状感じたのは、以上です。

金井座長

ありがとうございます。

3倍が、すでに人口以外の基準も加味して3倍という意味なのか、3倍までは人口原則に基づいて決めてよくて、3倍を超えるとき、それ以外の基準が出てくるのかというのは、これかなり外出しと内に入れるので難しいと思いますが、多分おそらく、3倍はやはりかなり超えにくい。

で、その中で、仮に、どういう理由が立つのかっていうことなのかもしれないということがあろうかと思えます。

谷口先生おっしゃったようにですね、この区割りの話にまた戻っちゃうわけですけど、どういうふうに線引きすると、というときに出てくるのは、地域のまとまりとかですね、そういうことなのではないかなというふうには思いますけれども、それはどちらかという、現行区割りの方に、基準になるのではないかなと思います。

ただ現行法ではですね、かなり区割りの裁量が狭いんですけど、理想論として、市町村単位で条例で決めるというような非常に緩やかな法制になった場合にはですね、その時に、ゲリマンダーしていいという話にはならないので、地域のまとまりとかですね何らかの区割りに関する基準が必要になってくるだろうなというふうには思います。

ただ、いずれにしろ我々の調査会は、具体的に線引きする選挙区画定審議会ではないので、あんまり気にしなくていいんですが、基準として、例えば2倍とか3倍というふうに出せば、結果として、このままいくと大変ですね、線引きは直さないといけないでしょうね、というお話なんだろうと思いますが、この考え方を整理することが必要だろうと思えます。

岩崎委員

よろしいですか。

金井座長

はい。

岩崎委員

3倍まで大丈夫ですということなののでしょうか。過去の判例がそういうことだとしても、思い起こされるのは衆議院中選挙区制時代の判例が3倍までは大丈夫、これは科学的っていうか、合理的な基準ではなくて、判例による出された基準ですよ。

先ほど申しあげましたように、1人が2人分の投票権を行使しないということから、2倍っていうのが、しっかりした数値である。

2倍にこだわるができないのであれば、3倍程度を出すにしても、3倍までは大丈夫というようなスタンスは止めたい。

なるべく2倍にしたいけれども、いろんな地域的事情とかあって、それは超える、で3倍に近くなるかもしれないという方が良いでしょう。

なんか今は3倍までは大丈夫だから、というような印象がすごく強いです。

それから県議会の選挙区の定数は、定期的な見直しっていうのは行われていないのでしょうか。

例えば、現在の衆議院は、国調ごとに新しく配分するというふうにやっと決まったわけでありましてけれども、先ほど座長がおっしゃったように、過去の人口による配分を引きずりながら、というのはちょっと引っかかかっていて、一方で、人口減少時代の県議会の定数をどうするかというのが、テーマに上がっているわけですから、人口の実態を定期的に反映させて、総定数なり、選挙区の議員数なりを決めるっていう定期性というのを考える余地というのはないのでしょうか。

以上です。

金井座長

事務局は定数の定期的見直しというのは何か制度化されてるんですか。定数配分の。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。

定期的というか不断の見直しをするということで議会の方でお決めにいただいております。見直しをしていく中で今回、こういう調査会も立ち上げていただいて、またこれを踏まえて、次の選挙までに見直しをするというふうなことを、お考えいただいているところでございます。

以上でございます。

金井座長

ということは不断の見直しということは、要はやるんだかやらないんだか分からないということですね、制度化されてないということですね、いつやってもいいということですよ。

大橋委員

大橋ですが。

金井座長

はい。どうぞ。

大橋委員

3倍に関しては私も岩崎先生のご意見に賛成です。

3倍だったら絶対いいという議論の仕方ではなくて、基本は人口比例というわけですから、2倍が基本で、ただ色々要素を加味した上で、それが達成できない場合であっても、3倍の中であれば、許容されることがあるということだと思います。

ただし、基本的には2倍以下を目指すべきである、そういうスタンスに立つべきではないかと考えます。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

2倍論というのは、まず1人1票制から、やっぱり、その通りなんですね。それから、先ほど私が説明させていただいたような基数という考え方と、それから基数の2分の1という、現行の公選法の考え方が、いわば3倍を想定しているのです。基数が、0.5から1.49までは定数1という、発想なので基数に基づいて配分するという現行法があります。強制合区が0.67であれば較差1：2を想定している立法意思が読み込めるとは思うんですけども、おそらく現状ではそうになってない。ということは、それ自体は問題であるとして、逆に言えば三重県としては公選法は1：3までいいと言ってるけども、三重県は1：2でいくんだ、これは可能ですから、そういうことは十分あり得ます。そこら辺はですね、むしろこの調査会で1：2で、本則に戻るべきであるという考え方は十分出せますし、そもそも基数という考え方自体もうちょっと、厳格にやった方が人口比例にはなるということかなとは思っています。

はい。これはすでに右側の方のですね、較差の話にも関わってくると思うんですけども。

他にはいかがでしょう。

原田委員

よろしいでしょうか。

金井座長

どうぞ。

原田委員

すいません。

私も岩崎先生や大橋先生と同じ意見で、基本的には1：2で考えるべきだと考えています。

つまり1：2でどうしてもうまくいかないところというのは、この紙にも書いてあって、私が出したかどうかよくわかりませんが、私じゃなかった気もしますが、南部の地域のように、県がこれから補完機能を強化する可能性があるような地域であれば、その1：2を超えて、定数が配分されても一応の説明はつくのかなという気がしています。

これはもちろん南部地域に初めから配分するというのではなくて、今後県が補完していくことが十分考えられる地域であれば、どこでもということなんですけれども、そういう何か正当化理由があれば、1：2を超えてもいいという、そういうスタンスで考えるべきかなというふうに思っております。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

一つはですね1：2を原則でいくということと、もう一つは、特別の何ていうか、県政の役割が多い地域であれば、若干重い配分というのが正当化できるのではないかとこういうご意見をいただいたかなと思います。

先ほどの岩崎先生のご意見、ある意味定期的に見直すという仕組みを、どういうふうに詰め込むのかということもあろうかと思ひまして、そこは一つのポイントだろうなというふうに思っています。

原田先生が以前おっしゃった、とにかく全県一区であれば一切定数は正は必要ないので、これが一番楽だというふうに言うことはできるんですけども。

選挙区が小さくなればなるほどですね見直しがややこしくなるということとのトレードオフの関係だろうと思っています。

ほかはいかがでしょうかね。

磯崎委員

磯崎ですがよろしいでしょうか。

金井座長

はい。

磯崎委員

先生方のご指摘、その通りだなと思いつつですね。

ただ思いつつというのは、1 : 2に収めるのが原則で、それ以外の要素を入れたとしても1 : 3と、3倍以内というご指摘、なるほどなあと思いつつですね。

ただこの調査会自体が置かれた理由として今後人口減少も踏まえて、地域を維持するためには、県の役割は非常に大きい県議会の役割も大きいだろうと。

そうすると1 : 2或いは1 : 3という人口比の考え方を脱しないと、新しい時代に対応した選挙制度にならないんじゃないか。

その辺で知恵を出してくれというふうに頼まれたんじゃないかと思うんです。

それに対してももちろんね、憲法上の原則等がありますから、1 : 2を守るべきだ、で、特段の理由があれば1 : 3。

こういうことも考えられなくはないと思うんですが、もう少し柔軟に、こういうアイデアもあるっていうふうに、新しい考え方が求められていないかなあと、そここのところがちょっと心配というところですよ。

そう考えると1 : 3というのも必ずしも大きな理由があるわけではない。1 : 2のようにですね、一人一票制という原則からくる考え方のようにですね、1 : 3っていうのが、厳格なものではないんじゃないか。それが上限っていうふうに考えるほど、その数字に特別な意味があるわけではないんじゃないかと思うんですが、座長の説明もよくわかったところではあります、そんなふうにして、新しいアイデアが求められているのではないかという気がいたします。

そうすると、1 : 3を場合によっては超えることが、もちろん正当な理由が必要ですけども、1 : 3を超えることもあり得るんじゃないだろうかというふうに、私個人は思います。

それが1点目とですね、これ2点目はちょっとこれやわらか頭で考えてみるということで、座長が先ほどおっしゃったように、地域的に分けるということで、二重の基準みたいなことがもしかしたら考えられないだろうか。

県土をですね、北部・中部・南部というふうに分けて、その区域の中では最大2分の1の較差を許容すると。

例えば南部の地域の中で、選挙区を実際に貼り付けてみて、それも原則2分の1で収まるようにしてみるとというふうにして、まず大きな区分で、比例、地域代表的な発想を入れて、まず議席を配分し、作業の手順としてですね、配分をして、それぞれ選挙区に、三つなら三つの地域のそれぞれの中を選挙区に分ける、こういう考え方はおよそ不可能なものなのか、ちょっと出してみたいと思います。

二重の基準で分けてみるという考え方は成り立たないだろうか。

そこでですねこれ事務局に聞いてみたいと思うんですが、県政の中で、そうした大きな地域として定着している文化的歴史的な背景を持った区分というのは、あり得るのかどうか、いくつかご紹介してもらったと思うんですが、何かアイデアみたいなものがあれば教えていただいて、さてそれがいいのかどうかはもちろん、厳密に考えないといけないと思いますので、ちょっと長々しゃべりましたが2点目は二重に区分をしてみるということはどうだろうかというアイデアでございました。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

一つは人口比例はいいとしてそれ以外のアイデアはないのかというのが1点目の議論と、それから2点目の議論は二段階くらいに分けるということで、まず北部と中部と例えば南部に、議員定数割り振って、その後各選挙区定数を決めるという、そういう二段階の割り振りみたいなイメージですか、それとも例えば北部と中部と南部に分けた段階から最初から1：3くらいを最初から配分してしまうということですか。

磯崎委員

1：3、まあ1：2ですね、各地域を、1：3もあり得るのかなあ。

ちょっとその配分比はわかりませんが、北部・中部・南部というエリアの中くらいの単位設定で、配分をしてみるということが考えられないだろうかということです。

それについて、県民がなるほどねと思うような区分というのは今まであるのかどうかということを確認いただいて、そんなものはないということであればちょっと取り下げますので。

金井座長

現行法ですと、まず各市町村ごとで基数を出していくと、そこで独立の選挙区になるかどうかと判別し、独立できないときは強制合区として、あとはくっつけていくという話だと思いますが、事務局いかがですか。地域割りとしては何かこう、確固としたものがありますか。

事務局（袖岡政策法務監）

ちょっと確固としたものというふうな形ではないんですけども、例えばなんですけど第1回で資料の16としてお出ししたやつですと、5地域で分けたものですか、3地域とかですね。分けてお出ししてるっていうふうなデータもありまして、5地域ですと、北勢地域、中勢地域、南勢地域、伊賀地域、東紀州地域っていうふうな感じで、分けるというふうなことはもう、こういう形で、データとして出したというふうなものはございます。

あとは、北中部地域と南部地域っていうふうな形でも、資料としては、地域として分けているということもございます。

金井座長

そういう意味では、5地域とか、3地域とか、そういう分け方があるってことですね。

磯崎委員

はい。地域はわかりました。

金井座長

岩崎さん、どうぞ。

岩崎委員

事務局に伺いたいんですけども、3地域とか5地域は、北西とか南部とか北とかいうネーミングでしたけれども、私が知りたいのは、三重の伝統的、歴史的な地域、伺ったときに、伊勢と熊野は全く違うとかですね、文化とか人とかライフスタイルとか違うと言うのは、現場で、実感しました。

日本の行政区域というのは人工的に出来ているので、県だったら廃藩置県だし、市町村はもう合併でよくわからない。そこで大きく地域分けをするなら、三重の元々に戻って、伊勢とか伊賀とか志摩とか熊野とか鈴鹿とかでしょうか。ちょっとその三重県を、歴史的伝統的地域に分けると何があるかを教えていただきたいと思います。

以上です。

金井座長

事務局いかがですか。

事務局（袖岡政策法務監）

すいません。

事務局袖岡でございます。

なかなか歴史的にという話になりますと結構、変遷もあろうかというところもありまして、過去旧何とか県とかですね、もっと古く何とかの国とかですね、そんな話もあるのかなと思うんですけども。

ちょっとその辺がなかなかうまく説明がちょっと難しい状況です。

すいませんです。

金井座長

ということはあんまり県としてそんな明確に、何かまとまりがあるわけではなく、熊野と伊勢が分かれているのかと言われると、そう明確ではないということですね。

熊野と伊勢、伊賀と志摩が分かれているようなイメージがあるけど、必ずしもそうではない。

事務局（湯浅事務局長）

座長失礼いたします。

金井座長

はい。

事務局（湯浅事務局長）

事務局長の湯浅でございます。いつもお世話になっております。

歴史的にと申しますと、廃藩置県の時以前ですと三重県は、二つにもともと分かれていたのが一つになったというのが直近の状況ですし、あと、伊賀はですね、現在も行政界として関西地域に属するっていうところがあって、実際の行政の近畿圏と東海圏に分かれているという明確な区分がありますが、いわゆる紀州藩それから、桑名のお殿様の方と、あと伊勢というところで、歴史的には分かれているんですけどもそれが現在三重県として、明確に区別できているかという、そういうものではございません。

ただ、最初にも申し上げたかわかりませんが三重県としては非常に多様な特性を持っておりますので、五つの地域或いは、北、中部、南で分けた時のそれぞれの地域に特色があるというのは岩崎先生のイメージしておられるような違いになるかなというところはございます。

金井座長

ありがとうございます。

要するに5地域か3地域っていうのは、現在のまとまりのイメージである。

定数配分だとある程度大きいまとまりじゃないとなりません。歴史的にすごいまとまっても、人口が少なければほとんど定数にならない。本当にパロキアルな、特別自治みたいな話ならともかくとしてですね、一つの県の中でも、まとまりとして考えていく2段階にですね、配分方法もあるんじゃないかということではありますが、ほかに。

では、岩崎先生。

岩崎委員

別に反論するわけではないんですけども、5地域でも、3地域でも、いいんですけど、分け方が納得がいくものなのか、県民がそうかなあと思う地域なのかすごく重要だと思うんですね。

何でその地域分けをお聞きしたかっていうと、選挙区の規模は大きい方が、いいわけです。つまり、一人区だと、無投票が多くて、女性の候補者は少ない。三重県は、あんまりそんな現象ないかもしれませんが、全体的にはそうなっている。

選挙区の定数がそこそこに多い方が、多元的な代表性を得る可能性は高い。で、選挙区の規模を大きくするとなったときに、その基本になるのがその地域かなというふうに思って、それでお聞きしたわけです。南部とか中部とか北西部とかいうと何か、普通とかあまり個性がないので、もう少し三重らしい地域の名前がついてる。伊勢選挙区とかですね。

そういう考え方もあるかなって思ったわけで、別に昔の地域に固執しているわけではありません。

選挙区の規模をどう考えるかというときの一つの規模としてどうかなと思っただけです。

以上です。

金井座長

今のご指摘は、前回の選挙区割りの話とも非常に密接に関わってくるのと、それから選挙区の規模ですね。ある程度自由に選挙区割りができるというのであれば、県の地域に合わせた区割りがしやすくなるということであると。

ただし、この地域が決まったときには人口比例でいくべきだっていうのが岩崎先生は多分1：2ということになるろうかと思いますが、いかがでしょうかね。選挙区ごとの、定数の決め方という3つ目のところですと、立法論としては、一票の重みと地域的課題の存在とか、都道府県事務の多寡とか、その他社会的経済的状況を総合的に勘案して、要するにこの磯崎さんがおっしゃった、人口比例、一票の重みだけでない配分の基準は何かないのかということですね。ここで書かれているのは地域的課題とか、県の役割とかですね、社会経済的条件とか、そういうことがありえるんじゃないかなということを書いているわけですけども。

それでは、ちょっと右の方の較差の話もちょっと皆さんの方からすでに2倍までという議論が出ています。私は0.5から1.5だから3倍っていうのが、現行公選法の人口比例であるというのが私の理解ではある。そこはやむを得ず3倍になってるんじゃないなくて、考え方として、人口比例というのは3倍であるという考え方なので、そこは2倍の人から見ると一人一票制と矛盾するんじゃないかと言われるかもしれませんが、基数という考え方はそういう考え方であるということですね。

この点はどうですか。較差の考え方として。そもそも一部政治学者は、最小と最大だけ比べるという方法が間違っていて、ジニ係数を取り、それが改善すればいいのではないかと。定数の配分ですね。上と下だけ収まれば、あとめちやくちゃでいいのかっていう話ではないという考え方も聞いたことはありますけれども、現在は一番シンプルな形として、一番上と一番下を比べるということで最大較差と。それが2なのか3なのか、こういう議論になっていると思いますが、いかがでしょうか。

議論の大勢は2倍論の方が多数だと思えますけど。どなたかございますか。

谷口委員

すいません。谷口です。

先生方がおっしゃる通り、私も2倍を超えてしまうと、どの程度まで較差を許容するのかという論拠が不明確になると思っていたところではあるんですけど、おそらくそういった倍数が大きい方が地域的配慮を内包し得る。さっき金井先生がおっしゃったように、数字の内側に入れるか、外側に出すかっていうような議論と関係してくるかもしれませんが、3倍というような数字の置き方に違和感が生じる向きはあるとしても、その中に人口の少ない地域への配慮な

どが内包されているとも読み取れます。人口比例原則を厳格にすればするほど、人口が多いところに定数が配分される。つまり2倍というか、1倍に近くなればなるほど、都市部に配分されるということになって、代表の地域格差というのが広がっていくので、そういった地域的配慮を、内包する形にすると格差は大きくなっていくという点があります。

あと、先ほどの磯崎先生の大きめの中選挙区制っていうんでしょうかね。その地域というかエリアを決めて、その中でというのも面白いなと思いました。

その地域的な配分をするときに、エリア間の定数較差みたいなものはもう考えないことにするのか、それともエリア間の定数配分に関してもやっぱりエリア内の人口に比例した形にすることによって、二重の配分方法ではあるけれども、あくまでそれは全体としても較差を縮小するために選挙区の範囲を大きくして配分するということなのか、どっちの趣旨でもいけるかなと思いました。

また、研究者目線からは面白い制度だなと思ったんですが、現地の住民や政治家から見ると、選挙区が大きくなることによって、自分の地域の代表、自分の自治体からの地域代表みたいなものとずれてくると感じられるかもしれないなど。その大きなエリアの中で候補者が立って、いろいろ選ばれていくっていうことになったときに、基礎自治体の代表という感覚が薄れていくということに関して、現場はどういうふうに思うかなというふうなことを感じました。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

谷口委員からのお話もやっぱりどうしても前回の選挙区割りの話とどうしても密接に関わってくると。地域代表、こういうふうに考えますと、どんどん選挙区が大きくなってしまうと、地域代表的でなくなってしまうと。

前回の磯崎さんのご提案で言えば、選挙区の中の市町村数っていうのはやっぱりある程度限界があるのではないかというようなメルクマールも出していただいたというところで、そこら辺も一つあると思います。

それから、もう一つは今、谷口さんがおっしゃった中で非常に重要だったのはですね、1：2にするか、1：3にするかはともかくとして、より重く配分するところはどこなのかっていうときに、人口の少ないところにやや手厚く配分するというのがより良いのではないか。単純に1：1といいますか、完全人口比例になると、人口の多いところが圧倒的に声が大きくなる。それで本当に代表と言えるのかと言えば、やや人口の少ないところに、厚く配分すると。それは1：2ないし1：3の範囲内という限界がついてくるわけですけども、仮に厚く配分するならば、ということですね。1：2を許容する場合に

も、都市部にだけ厚く配分するという事は、論理的には可能なので、その較差を1：2の範囲内で大都市に厚く配分するという事は論理的に可能なので、単に1：2というだけでは駄目で、仮に厚く配分するんだったら、どちらか一方だけを許容するかという議論は、非常に重要な指摘だったんじゃないかなというふうに思います。

今、資料1の、3枚目について議論をしていったところでありますが、他に何かご意見ございますでしょうか。

よろしいですかね。あと、私が先ほど申しました人口比例には、今の人口と過去の人口っていうのが入っているということは、要は人口減少時代とはどういうことかっていうと、将来の人口比例というときに、現在の人口を加味するかどうかと。こういう問題が今多分問われていて、実は特例選挙区を作ったのは、日本の過疎・過密が激しくなる、日本の人口変動が大きくなるときに、1966年のときの人口で固定するという考え方ですよ。それは一種の過去の人口配分というのを基準に据えて、特例選挙区を維持するという事で、現行法では1966年の人口配分を固定して、基準に入れているということなので、人口減少が見込まれる社会において、将来の人口は当然刻々と変わるもので、それに応じて定期的な見直しが必要なのではないかという今、岩崎説とともに、人口減少が見込まれるからこそ、どこかの人口を固定するという過去人口と言いますか、そういうことも一つの考え方としてはあり得るなというふうには、私自身は考えていたところです。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

とりあえず3時ぐらいになりましたので、資料1の3枚目については、この程度にして、しばらく休憩ということにさせていただきますと思います。

5分くらい休憩ということで、3時5分再開ということで一旦休憩させていただきます。

(休憩)

金井座長

3時7分になりましたので、再開したいと思います。

資料の2が3ページぐらいまで、4ページは最高裁判例なので、5ページについても、いろいろご意見出ていますので、これについてさらに何か付け加えることがあれば、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

定数や選挙区以外でも対応できるんじゃないかという一つの議論と、それから調査会の在り方としてはどこまでやるべきなのかっていうのをこういうふうに関心を持って議論してきておきまして、三重県議会の文化を生かしながら、選挙区以外の課題、立候補の問題とか、そういうことも必要だと。

あと、今後のタイムスケジュール的なところですね。国調の観点がありますからそれをやっていく。さらにより大きな改革案というのは、前回比例代表の議論のところまでやってきたところでありまして、ここら辺はすでに議論されていると思いますが、さらに付け加えて何かございますでしょうか。

岩崎委員

岩崎です。

前回どのような議論が行われたか、議事録をざっと読ませていただいた感じなんですけれども、選挙制度で、小選挙区比例代表並立制が出ているのは、どういう背景だったのでしょうか。

金井座長

理論として、現行公選法での議論、提言と、それから現行公選法を改正することも提案したときに、どういう提案があり得るとか、その場合に現行公選法を大きく改正する場合に、人口比例と地域代表を加味するという一つの方法として、比例代表と小選挙区の並立制というのもあり得るのではないかと。

それからもう一つは、一番選挙区を大きくするというのは全県一区にしてしまうと。ただし、全県一区だけれども、それは比例代表を意味するとは限らないというのは原田先生で、全県一区でかつ普通の大選挙区と。それから、一方で比例代表は通常全県一区を想定します。全県一区の比例代表になってしまうと、今度は逆に地域代表でなくなってしまうので、それを補うということで並立制というのもあり得るんじゃないかというような、かなり大きな改革案の中で出てきたと、そういうような文脈ですね。なので、それはいろんな意見があって、その上で調査会としてオプションを考えていくということかなと思いますが。

岩崎委員

よろしいですか。

金井座長

はい。

岩崎委員

そうだとすると、私も意見を出させていただきたい。

先ほどから選挙区のお話、選挙区人口の話が出ていますけれども、全県一区にすると、そういう問題は解決するわけですね。一票の較差の問題はなくなる。

全県一区にした場合、多数制を取るか、比例代表制を取るかということなんですが、比例代表制にしたほうがいいと私は思っていて、でも、いただいた資料の中で、比例代表制が単体で出ていない。小選挙区比例代表並立制みたいなものしかないんですね。

小選挙区を作ってしまうと、結局一人区が全県的にあって、先ほど一人区はやめよう、無投票が多いからってということになったわけで、ちょっとよくわからない。私が全県一区の比例代表制がいいと思うのは、都市地域の議員定数の配分が大きくて、それ以外は少なくなるっていう、今まで議論してきたような問題がすべて解決できる。且つ比例代表制にするということは、ちょっと大きな話になるんですけれども、日本の政党の地方組織の組織力を強化することに貢献するのではないかなと思っています。

比例代表制にすると、政党は名簿を作らなきゃいけない。名簿の作り方がこれまでと同じような属性の人たちや現職議員中心に並べておくのか、それともいろんな、女性、若者とか、地域で活躍している人とか、そういう人のリストを作るのか。ある意味で政党を鍛えるという効果があるのかなって思っています。

ですから、もしも大胆になんでも載せてくれるのであれば、全県一区比例代表制っていうのをぜひ載せてほしいと思います。以上です。

金井座長

それはいろんな意見として載せるということは多分あると思うんですけど、一方で、大きな改革案になると、今聞いただけでもすでに4つか5つくらいの案があって、一人一案状態になっていますので、これはほとんど調査会としての結論をなさないということで、多分参考の意見としては、載せていくことになると思いますが、もうちょっと現実的に、公選法改正するにしてもあり得る話でいかないとですね、調査会としてまずまとめられるようなので、小ぶりの公選法改正の方をちょっと目指さないとですね、ならないんじゃないかなとは個人的には思っています。

ただ一方で、もっと大きくいかにあるべきかということは、やっぱり不断に議論をすべき点だとは思っています。それも入れていきましょう。

要は単純比例代表制がなんで入ってないのかと言われれば入れた方が、そういうことです。

他にはいかがでしょうか。

谷口委員

座長、よろしいでしょうか。

金井座長

どうぞ。

谷口委員

岩崎先生ありがとうございます。

その小選挙区比例代表並立制は私が挙げたものです。先ほど岩崎先生がおっしゃったように、まさに比例代表制における候補者名簿管理で、パリティ法のように年齢層や性別といった各層の代表性を考えて候補者を組むことを要請する選挙制度じゃないと、多様な候補者は揃いにくいだらうと。

いくら多様な政治家が出てほしいと外側から願っても、選挙結果にゆだねてしまうと、資金力や組織力のある候補者が有利となります。

そういった意味で比例代表制的な部分があった方が、多様な政治家の誕生を助けることができると私も思いました。

他方で、完全比例代表については、例えば全県一区にした場合、人口が多いところが大きな票田になるので、政治家の合理性としては、ある意味都市型にシフトすると。そうすると、都市の有権者ってあんまり投票に行かないので、それくらいでこ入れしてもいいのかもしれないですが、今度は都市部中心のような政治や行政になっていく可能性もある。

これは全県一区の選挙区を作った場合もそうなると思うんですけど、非常に大きな選挙区を設定すると、資金ですとか、知名度ですとか、そういったものを持つ候補者ないしは政党が強くなってくる。

そこで、折衷案としてなぜ小選挙区を並立させようと思ったかっていうと、各基礎自治体を平等に扱うという意味で自治体代表・地域代表として1議席をまず割り振る。その他の定数部分を、全県一区の比例代表で選ぶ。このように、各自治体・地域代表と県全体の代表を選ぶという意味の並立制なんですね。各基礎自治体の人口差の大きさを無視することになるのが大きな課題です。

しかし、仮に三重県自体の人口が減った場合に総定数を削らなければいけないというときには、比例代表部分の定数を少し削ったりすることができるので、人口変動に対応可能な制度かなと思いました。

一方で、金井先生がおっしゃるように、もうちょっと現実的な改革案を考えなければいけないので、議論を続けたいと思います。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

それはそれとして、他のところもいかがでしょうか。いかがですか。5ページ目のところは。

磯崎委員

磯崎ですけれども、もうすでに書いていただいたんですが、左の上から2つ目の参与委員、あるいは準議員みたいな形ですね、市町村のとりわけ人口減少地域の意思を反映させるというようなアイデアはどうでしょうか。すでに書いてある通りなんですけれども、要するに議員だけで十分議員についてですね、人口比例を特に原則にするとかいう中では、どうしても人口減少地域の意思っていうのはなかなか反映しづらいというのがあると思いますので、市町村、例えば市町村議会の議員の中から互選で県議会の参与委員を置くといったようなアイデアはどうでしょうか。

強く押すわけではありませんけれども、一応書いた趣旨等をご説明いたしました。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

先ほど、私も申し上げました連邦制的な考え方に立てば、各市町から1人は最低代表があるべきだと。正式な議会の代表にはならないとしても、何らかの、各市町に平等に、代表を出すという、あるいは代表のようなものを出すという仕組みがあれば、人口比例で県議会が構成されても、人口の少ない市町の声を生かすことができるのではないかと。

奈良県にはサミットっていうのがありますよね。県知事と市町村長の会議体というのがあります。逆に言えば、人口の多い少ないにかかわらず、各市町村が1人の代表で知事とラウンドテーブルで議論すると。この場合は議会の代表ではなくて、執行機関の代表ではありますが、考え方としては、そういうのがある。ヨーロッパ型の上院の発想でもあると。自治体の代表というのを議会に入れると。

確か神奈川県でも県と市町村の行政会議みたいな確かあったというふうに記憶しています。こういう考え方はあり得る。そうしますと、県議会が人口比例を厳格に進めたからといって、人口の少ない市町の声は無視されるということにはならないんじゃないかというような一種の代替的な方法としてあり得るんじゃないかなというふうには私も思っております。

他にはいかがでしょうか。

谷口委員

現実的な対処法を考えていったときに、もしかすると合区を進めなければいけない地域が出たとしたら、やはり実質的に代表が減っていくことには変わらないので、そういったことが生じるころには、良い代替措置といえましょうか、仕組みや工夫が必要というふうなことは書かせていただいたので、磯崎先生が言われた地域の意見を通す措置をするということもありますし、いろんな利益を代表する補完的な措置があるのは良いことだと思います。

金井座長

ありがとうございます。

他にはいかがでしょう。この5ページ目のところで。よろしいですか。

特になければ、この資料1は終わりにしたいと思いますが、何かあれば今言っていたけるとありがたいですが、大丈夫ですか。

ありがとうございます。

それでは、資料2の方に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いできますか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。

それでは、資料2についてご説明させていただきます。

これは最終報告書の案のイメージというふうな形で作らせていただいたものでございます。大きくは、第1から第4で構成をしておるんですけども、前回までの議論を踏まえまして、最終報告の全体の構成ですとか、大まかな内容のイメージとして作成をしたものでございます。

第1は「はじめに」としまして、調査会の設置経緯でありますとか、検討経過を記載するようなイメージで考えております。

第2につきましても、これが諮問事項の1つ目でありまして、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割についてというところで、これ中間報告をですね、論点整理でまとめていただいておりますけれども、それに関しまして、さらに今後ですね、この後ご議論いただきまして、その結果を記載するようなイメージで考えているところでございます。

その下に1から4までですね、項目のようなイメージをお示しをしておりますけれども、これは今の中間報告におけます4つの論点をそれぞれ1、2、3、4で表示をさせてもらっております、その論点を検討するにあたっての観点につきましても、括弧付きの数字で記載をしたものでございます。これは暫定的な記載というふうにお考えいただければと思います。

それでは、資料2の2ページ目をご覧いただきたいと思います。第3でございますが、これが諮問事項の2つ目でありまして、三重県議会の議員定数及び選挙区の在り方についてというところでございます。

まず1番 総定数、2番 選挙区の部分につきましては、前回、第6回の会議でご議論いただきました内容について、一応整理をさせていただいたものでございます。

3ページ目の上半分までがこの部分でございまして、3ページ目の下半分で、3番、4番、5番につきましては、先ほどご議論いただいたような部分につきまして、整理をして、記載をしていくというふうなイメージで考えているところでございます。

それから、第4の「おわりに」につきましては、最終報告後の三重県議会での議論に期待することなどを記載するというふうなイメージで考えておるところでございます。

それから、資料3をご覧いただきたいと思います。これは、この3月にこれまでの諮問事項1に関しまして、ご議論いただいた内容を論点整理としてまとめていただいた中間報告でございます。この後、諮問事項1の部分に関しましてご議論いただくための参考として、今回も用意をした資料でございます。

以上でございます。

金井座長

ありがとうございます。

まず資料2が最終報告書のイメージということになりまして、現段階の項目ということなんですが、このような項目に関して何か現時点でお気づきのことがあれば、ぜひご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

第2の部分は、要するに中間報告の目次で、その第3のところは、今まで議論してきたことを順々に書いてあるだけなので、ごく自然な、項目立てではあると思うんですが、よろしいですか。あとでお気づきのことがあればですね、また逐次ご意見いただければと思います。

それでは、資料2の項目が要は資料3の中間報告と関わってきますので、そのときのまず人口減少地方創生時代の在り方が大事で、これが前回議論としては論点を4つに絞ってきたということがあります。

本日の調査からは、最終報告に向けて、これらの論点を最終報告として固めていくということが必要になるかと思っておりますので、一つずつ議論していったら、調査会としての結論を出すことができるように協議して参りたいというふうに思います。

それでは、資料3の、中間報告1ページですね。論点1でありまして、今後の県の役割をどのように考えるのかという意見です。人口減少の進行などに伴い、今後の県の在り方、役割がどのようになるのかという観点から検討してはどうかということについて、いろいろこういうふうに多様な意見が出てきたというところがありますが、これについて、何か加えることとか、あるいはまとめていくということ、さらには定数配分にどういうふうに影響するのかも含めながら、ちょっと改めてもう一回ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

前回の議論では、人口減少になると県はどう変わるのかとか、それから県と市町の役割どう変わるのか、2つの点で整理したというところになります。県の役割が変化し、あるいは県と市町の役割が変わったときに県議会が影響するとするならば、そのときの定数の配分の在り方とか、選挙制度の在り方というのをどう考えるのか、連動してくるテーマだとは思いますが、

谷口委員

すいません、度々。

地制調で、今後、都道府県の役割はどうなっていくことが期待されているのかと尋ねたことがありました。元来、地方自治は基礎自治体の自律性が求められるところではあるけれども、今後人口減少等の状況が厳しくなるにつれ、都道府県の調整機能や補完機能が必要になるときが来るかもしれないというニュアンスでした。

また磯崎先生が大きめの中選挙区を提案されたことと関連して思ったのは、今後各基礎自治体だけで行政を回していくのが厳しくなることを考えて、事務連携というんでしょうかね。基礎自治体がより連携して助け合ってくださいという方向性が提案されています。選挙区の在り方とは全く独立の話なので一緒に考える必要はないんですけども、もしかすると各自自治体それぞれで、というよりエリア内での連携とか助け合いが重要ということになっていくと、そういったエリアの考え方とか、あるいはそういったエリア間の調整としての都道府県というようなことも議論としてはあり得るのかなと思いました。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

そういう点が、やっぱり3ページに大きく出てくるだろうとは思いますが、他にはいかがでしょう。

岩崎委員

人口減少の進行に伴う今後の県の在り方のところですが、広域行政、これは県内の話ではなくて、県を越える広域行政、これは県しかできないので、県内のパイが少なくなってるわけだから、より大きなマーケットを作るという意味で、近隣の諸県との広域行政を進める。

そうすると、県境を越える動きにアレルギーがなくなるので、市町村同士も県境を越えての協力が現場で、地理的に近いからできるようになるかもしれない。ここの県の在り方のところに広域行政というのを入れていただくと、より閉鎖的なシステムの中でどうしようということよりも少し明るい展望ができるのではと思っています。

以上です。

金井座長

要はこの地方自治法でいう広域じゃなくて、都道府県を越えるエリアのことがむしろ増えるんじゃないかということ。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

磯崎委員

磯崎よろしいでしょうか。

1つは、谷口先生おっしゃった通り、私もちょっと最近の地方制度調査会の答申の、まだ案の段階だと思っておりますが、興味を持ちました。そこでも県が事務委託、市町村の事務をまずは水平補完しますが、県が事務を委託を受けて、垂直補完をするっていうことをすでにここにも書いてはいますけれども、そのことがより色濃く出ておったと思いますし、それから市町村間の広域連携、圏域行政についても、これ原田先生お詳しいかもしれませんが、圏域行政についても県も入ったらどうかみたいなことも確かありましてですね、それらを少し新しい状況を踏まえて、このペーパーでいいますと3ページの一番下のところ、ここをもう少し肉付けしていただくといいかなと思いました。それが1つです。

それから、これまとめ方なんですけど、ここでは論点提示的になっていますが、最終報告書もこんな形なんでしょうか。何々するのかっていうふうに問題提起を列挙している形になってると思うんですけど、これを今後どうするのかっていうのもちょっとお考えがあったら聞かせていただければと思うんですけど。

金井座長

最終報告書に関して、これは基本的には調査会として結論を出すということが望ましいと。ただし、以前からも議論になっていますけれども、調査会が県の方針について、何か方針を出すというよりは、複数の考え方があるんじゃないですかというオプションを示すくらいでも十分だという考え方もあり得るということなのです。我々が何か今後の県の在り方こうだというのはそもそもこの調査会のミッションとしてはちょっと違って、むしろそうなったときには県議会の定数と区割りがどうなるのかを考えるということなのです。なんて言いますか、我々が方向を出すというよりは、こういうような条件があるから、県議会の方にはこういうことも考えなきゃならないというような形くらいで十分なんではないか、それ以上踏み込みすぎるとちょっと言い過ぎなんじゃないかな、という気は私自身はしていますけれども。何とかではないかというふうに検討していく必要があるという形で。

磯崎委員

なるほど。

これ先生、論点1はそれでいいと思うんですが、論点2とか、論点4とかは我々に聞かれた諮問事項ではないと思いますけども、そこもいろいろな考えがあると。いろいろなというは無責任ですが、このように考えてはどうか、こんな問題もあるという感じでまとめるということでしょうか。

金井座長

いや、3、4は我々のミッションだと思いますので。

磯崎委員

了解しました。

金井座長

他にはいかがでしょうか。

いずれ人口減少が非常に見込まれると、特に南部地域で見込まれるので、それを踏まえて県の在り方はどうなるのかというのは非常に大きな観点で、そのときに、特に南部地域の市町と県の関係は今後大きな考えるべきテーマということになるかと思います。

続きまして、ページめくりまして5ページの方の県議会の役割をどう考えるのかということについて、いかがでしょうか。

大橋委員

大橋ですが、よろしいでしょうか。

論点1と関連するのですが、今回のコロナの問題では、自治体の役割が大きくクローズアップされたと思います。その問題进行处理の中で、まだそれを分析するとか、反省する段階ではないのかもしれませんが、現在の地方自治体の在り方が、問題としてクローズアップされたということはあるのでしょうか。あるいはその中で県議会がこうした問題の処理にどの程度機能を果たしているのか、果たすべきだったのかというような、議論はされているのでしょうか。

金井座長

この点はいかがでしょうかね。

まだ事態進行中ではあろうとは思いますが、新型コロナウイルス感染症対策について県や県議会はどのような行動をすべきなのかと。あるいは十分にしているのだろうか、こういう議論はあり得ると思います。

人口減少を見込んで、非常に長い話から、いきなり直近の話が出てきて、これはなかなか扱いが難しいです。実際、この調査会の会議がこうやってオンライン方式にあり、今までの会議の在り方と明らかに変わってくる。県議会ももっと多くの人間が集まる、多人数が集まる議会ですから、これはなかなか大変だと。

そう考えると、実は少人数で集まれるように、理事会のような仕組みが実は県議会に必要だったのかもしれませんが、あるいは機動的に予算審議がちゃんとできるような形になっていないと、結局執行部側が、予算を決めてしまう。しかもこういう緊急時であればあるほど、コロナ対策という理由で予算がつきやすいという側面もありますから、むしろ予算のチェックは必要になる。そういうような状況にもかかわらずといいますか、そういうような状況であるから、かえって議会というのは、チェック機能を発揮しにくい状態に置かれていると。これはかなり構造的な問題であると。

元々地方自治法自体は、災害に関して言えば、県議会の予算機能をほとんどゼロにするという仕組みになってるわけです。否決したら、解散できるというような仕組みがあるわけで、従って、災害時に会議体をどういうふうに維持するのは非常に重要なテーマであり続けるということだと思います。ここら辺は各議会でも検討しなければならないという意味で、我々としても注文を出してもいいと思うんですね。議会としてコロナ対策どういうふうにやっていたかと、県はどういうふうにやっていたかというチェックアンドバランスをちゃんと果たしていたのかということは、非常に重要な問いだと思います。

ただ、同時に直近の問題だけではなくてというか、感染症というのは今後もたくさんあるでしょうが、人口減少の中で、どう見ていくかというやや中長期的な視点も同時に持ち続けなきゃならないなどは思っています。

どうでしょうか。この論点2については。ある程度議論は出ていて、県議会の代表機能とか、政策形成期の行政監視機能は、人口が減ったからといってなくなるということでは多分ないと思うんですよね。そういう意味では時代を通じて存在していると。

ただ、現状で代表機能は本当にちゃんと果たしているのかということは、代表の多様性の問題とか、選挙の競争性の問題でむしろ現在の代表性自体も問われているし、今後もより問われるだろうということだろうとは思いますがね。

あと、もう一つ、県の在り方が先ほど市町の補完であるとか、圏域に関わるような存在になってきたときに、そうするとそれに付随して、県議会もやはり同じように、市町の補完であるとか、広域であるとか、あるいは圏域の方に関わっていくという役割が出てくるかもしれないというのがこの丸の2つ目の方かと思います。そういう方向で考えることもあるのかもしれないなどは思っています。

そして、6ページの方が、これがずっと問題になっている人口減少だけではなくて、人口の地域間格差の拡大のなかで、定数や選挙区の在り方をどういうふうに考えるべきなのかと。一票の較差はこのままいくと拡大していくと。そういうときに、選挙定数を人口比例で配分していくと人口の少ないところは議員がどんどん減っていく、あるいは何とか選挙区を維持しようとする、合区によって大きな面積になってしまう。中選挙区でも一緒ですけれども、そうなっていくと、今まで議論していたような定数とか、選挙区の在り方にやっぱり人口の地域間格差の拡大というのは、相当大きく影響するだろうということはまず間違いなく見込まれるので、そういう意味で岩崎先生のご意見のように、定期的に見直す場がどうしても必要だとか、見直さざるをえない状況に置かれてるということだろうとは思いますが。

どうでしょうか。この論点2については。前半でいろいろ議論をしたので、それなりに出尽くしていると思うのですが、何かございますか。

一番大きく分かるとすれば、5ページ目の大きな丸の、二つ目の丸の中の、二つ目の小さい点で、人口減少への対応として人口減少の厳しい地域を優先するという考え方がある一方で、人口の集中する地域における雇用や産業の安定を優先する。簡単に言えば、人口が減っている地域に力を入れるのか、人口が減っていない地域に力を入れるのかということによって県の役割が変わると。ここはかなり決断の問題にもなってくると思います。

一方で、その次のページにいきますと、人口減少が進む市町こそ行政基盤が脆弱になるわけですから、そこを県が補完しなければならないということは、まさに県の役割が大きくなる。大きくなるということは、必然的に県議会の役割もそういう地域で大きくなるということですね。

つまり、県に期待しない地域と県がやらなければならない地域で同じように県議会は力の配分をしていいのかと。より代表されるべき利益というのはそういう県がやらなければならない地域ではないかという、こういう考え方ですね。ここら辺はどっかの段階で決めないとならないのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。これいろんなことすでに含まれていまして、最後の段階で大体こんなところでまとめるということにすることができればなどは思っておりますが、何かこの段階でご意見があればお願いしたいと思います。

選挙区定数との関係で、人口比例を大原則にしつつも、行政基盤が弱まるような市町への県の補完が増えるならば、ここにおける県議会の役割も増える。その増え方は定数配分に影響するというようなまとめ方が一つあるのかなと思っております。

磯崎委員

大した意見じゃないので、ためらっていたんですが、概ねもう観点は出ていると思います。

特に知事は全県もちろん一区で独任制ですのでお一人だけですね。そうすると、やっぱりどうしても有権者の側を向くということになると、人口増加というか、人口の多い地域に向きがちだ、あるいは全体の統合機能を考えがちだと。そうした中で、やっぱり地域を代表するのは、議員の役割というのはやっぱり大きいんじゃないだろうかという論理立てが二元代表制からも出てくるんじゃないかと思うんです。

そうすると人口が減少している、産業が空洞化してる、こういったところへの県の行政の対応も重要ですけども、それは先ほど出たところですが、議会がその地域のきめ細かい状況を反映して、県の施策方針に反映させる、この役割は非常に重要ではないかということで、観点出てると思いますが、何かそういうわかりやすい表現にさせていただけるとありがたいという感じでしょうか。

あと、大橋委員がおっしゃった新型コロナも確かに私も論点1か論点2に跨るかと思いますが、入れておくのは大変いいんじゃないかと思います。今日も時間があればお聞きしたいところもありましたが、県内の産業、特に観光がどんなふうな状況になっているか。これ伊勢地域などはさらにこれから人口減少に繋がる可能性もあるんじゃないかというふうに思うんですが、一方で、地方

移住が進むという見方もありましてですね、そういう動向を結論書きにくいと思うので、新型コロナによって人口減少がさらに極端に進むという可能性もある一方、地域居住の安定というチャンスの部分もあるみたいなことを書いてはどうでしょうか。大橋委員のおっしゃったことに賛成ということになります。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

何らかの形で新型コロナに触れざるを得ないと思います。

それから磯崎先生が出された非常に重要な観点は、二元代表制のときに首長の方は全県一区ですから人口も多いところを結果的には代表することになっていると。そうするならば、人口の多くないところを県議会が補完するというのは、二元代表制の観点からもあり得るのではないかと。つまり単純な人口比例を両方やればよいとは限らないというような、議論の立て方もあるだろうということだろうと思って聞いておりました。

ただ逆に言うと、その場合には、全県一区にするのは県議会がやりにくくなると。両方同じ選挙区にしてどうするんだという批判が出てくるということかもしれないので、ここら辺いろいろ賛否あろうかと思えます。

じゃあ、論点2はよろしいですかね。

続きまして、論点3です。論点4の地域代表というものが一番解決しなければいけないテーマですが、その前に論点3について、まず代表制の話について、ご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

この中間報告の段階ではいろんなことを議論していましたが、結局その選挙区の配分、区割りとか、定数の話に行きますと、結局多様なバランスが候補者として事前にうまく確保できるのかということと、それからいろんな人が参入しやすいような参入障壁が高すぎないかと。

それから競争によって、自主的に選択ができるような形になるべきではないのかってということで、かなり代表性を確保するために具体的な議論として、今まで積み重ねてきたのではないかと思います。基本的にはいろんな代表、多様な代表を持つべきであるということが調査会としてはほぼ合意ができていないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

そのときに先ほど谷口先生の方から出されましたが、比例代表の方が、結果としての多様性があるかないかっていうふうに投げるのではなくて、政党が候補者をそろえる段階から、多様性のある名簿を作るということで、考える、政党に考えさせる仕組みになるという意味では、比例代表制にそれなりに大きな

意味があるということだとは思いますが。そういう意味で多様な候補者を出させるにはどうしたらいいのかということも、制度論としては出てきていたんではないかなと思います。

ただ、比例代表のような話が大きな公選法改正の提案だとすると、大きくない段階で何かそれをできる方法がないのかというのを考えていかないですね、ならないのではないかなと思います。

谷口委員

よろしいでしょうか。

今の代表性に関連して、地方選挙は投票率が低下しているという問題もずっと指摘されているところで、とりわけ都市部がそうですし、また一人区における無投票当選もそうですが、仮に立候補者がいても現職優位な状況では誰が勝つかわかりきっていて投票率がまた下がるという問題があります。

代表性ということを考えると、選挙で有権者によって選ばれているという選挙の実体性を高める、選挙を活性化させることも大事ですね。地方政治に対する関心の喚起も重要だと思います。

金井座長

ありがとうございます。

とにかく選挙の活性化ということが代表性にはやっぱり必要だということで、ちょっとそれは書き加えたほうがいいと思います。もっとも、どうやったら選挙は活性化するのかっていうのは、なかなかよくわからないのですが、少なくとも現状の低い投票率では代表と言えないじゃないかというふうに心配になるというのはおっしゃる通りだと思います。

他にはいかがでしょうか。

現在の選挙区制度ですと、なかなか、多元的な候補者が出てきにくいということで、今9ページにあるような、すぐにはできないとしても何らかの形で、補完する仕組みは考えたほうがいいのかという案があります。抜本的な比例代表の方がそれはやりやすいということはその通りなんですが、仮にそれができない場合にずっと手をこまねいていいのかとにはならないので、この点は何らかの仕組みを考えていったほうがいいのかなどとは思いますが、この9ページの提案というのが非常に重要になってくるかなと思います。

あと、政治学ではシルバーデモクラシーといって、年齢階層別の、過剰代表ではないんですけど、高齢者人口が多いというだけなんですけど、人口比例に代表していくと、人口が多い高齢者の声が大きくなるというこういう問題があります。都市部の人口が大きくなると都市部の声が大きくなるのと同じように、

高齢化していけば高齢者の発言力が大きくなるでしょうと。それで大丈夫なのかという一種の人口比例ではないバランスというのは、考えていかないとならないということが書かれています。

よろしいですか。

論点3はですね、大体今のようなところで、選挙の投票率を活性化させるということも含めて、代表性を考えていかなければならないというふうに思います。

以上が論点3までで、論点4、地域代表という議論がありますが、これは極めて重要な論点ではありまして、もう残り5分になってしまいましたので、ちょっと論点4に今日入るのは難しいのではないかなというふうに思っております。今日の調査会を、このあたりにしたいと思うんですけども、よろしいですかね。

何かあればご発言いただければと思うんですが。

よろしいですか。何か言い足りなかったこと、言い忘れたことがあれば、まだ4、5分ありますので、この際ご発言いただければと思いますが。

よろしいですか。

それでは、ちょっと時間が来てしまいましたので、論点4は積み残してしまいましたが、今日の議論はこれまでにして、事項書に戻りまして、2のその他ということで、次回の調査会の進め方についてご協議いただければと思います。

次回の調査会の日程ですが、皆様のご都合を事前に調整しましたところ、7月28日（火）の午後3時から開催してはどうかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょう。

実は従来のように、一堂に会して行うのか、本日のようなWeb会議での開催になるのかについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しながら検討する必要があるとは思いますが、ただ同時に開催方法によっては、この3時に間に合わないとかってということもあり得ると思うので、そこら辺の事情も、座長にご一任いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

（「結構です」の声）

よろしいですか。

それでは、次回の会議、7月28日（火）15時に開催し、座長一任ということで進めたいと思います。後日正式に通知しますが、ご予約いただければと思います。

また、本日までにいただいたご意見を基に、骨子のたたき台となる資料を作成しまして、次回の調査会では最終報告に向け、より結論を出すことができるよう協議していきたいと思えます。各委員においても、各自ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

本日ご協議いただく事項は以上となりますが、委員の方から何かございませうでしょうか。よろしいですか。事務局から何か。

それでは、最後に皆さまのカメラをオンにしておいて、皆さまの顔を確認して終わりにしたいと思えます。

それでは、以上で第7回の選挙区及び定数に関する在り方調査会を終了したいと思えます。どうもお疲れ様でした。

(以上)